

行政調査の概要

委員会名	教育福祉常任委員会	調査期日	平成 24 年 10 月 22 日	調査先	広島県広島市
参加者	委員長 鈴木正勝 副委員長 川田伍子 委員 大寺正晃、石堂正章、相楽健雄、五十嵐 伸、市村喜雄、 当局 佐藤健則 随員 吉田すみ子・村上良子				
調査事項	○広島市広島大学：緊急被ばく医療センター ・放射線被ばくの健康影響と心のケアについて				
広島市の概要					
1	市制施行	明治 22 年			
2	面積	905.41 km ² (平成 23 年 10 月 1 日現在)			
3	人口	1,180,370 人 (平成 23 年 9 月 30 日現在) (男：571,795 人 女：608,575 人)			
	昼間人口	： H17.10.1 = 1,174,401 人			
		流入 93,043 人 (通勤 78,884 人・通学 14,159 人)			
		流出 63,970 人 (通勤 57,976 人・通学 5,994 人)			
		昼夜間人工比率 102.6 (昼間人口/常住人口)			
4	市の木	楠の木 (クスノキ)			
5	市の花	夾竹桃 (キョウチクトウ)			
6	姉妹 (友好) 都市	昭和 34 年：ホノルル市 (アメリカ合衆国) 昭和 47 年：ボルゴグラード市 (ロシア連邦) 昭和 58 年：ハノーバー市 (ドイツ連邦共和国) 昭和 61 年：重慶市 (中華人民共和国) 平成 9 年：大邱広域市 (大韓民国) 平成 10 年：モントリオール市 (カナダ) 昭和 50 年：長崎市 (長崎県)			
調査項目					
	○ 広島市広島大学：緊急被ばく医療センター ・放射線被ばくの健康影響と心のケアについて				
【緊急被ばく医療体制】					
1、緊急被ばく医療体制整備の目的					
平成 11 年 9 月 30 日東海村ウラン加工施設における臨界事故の教訓を踏まえ、中央防災会議は「防災基本計画」の原子力災害対策編を改訂しました。					
また、原子力安全委員会は、緊急被ばく雨量をより実効性のあるものとするために検討を					

③ 訓練・講習会・研修会への取り組み

【広島大学病院における患者受入の基本方針】

被ばく患者の発生に際しては、救命処置が最優先され、原子力施設（災害現場や施設内医務室等）、初期及び二次被ばく医療機関等において、直ちに生命に関わる重篤な合併症を有する被ばく患者に対する救命処置、除染処置等が行われます。

その後、被ばくや合併症等に対し高度な専門的医療を行う場合 ①特殊な設備や資機材、人材等を必要とする場合があること ②多くの人的資源、物的資源等を必要とする場合があるため、医療機関としての診療機能に多大な影響を及ぼすことが考えられること等の理由から、地域の三次被ばく医療機関において診療を行う必要があります。

広島大学では①高線量外部被ばく患者 ②重篤な合併症を有する被ばく患者 ③初期及び二次被ばく医療機関で対応が困難な患者が診療対象となっています。

治療が必要である内部被ばく患者や、除染が困難で二次汚染等を起こす可能性が大きい体表面汚染患者は、極めて特殊な設備や資機材、人材等が必要となるため、原則として国の三次被ばく医療機関である放射線医学総合研究所が対応することになっています。

【被ばく医療協力機関】

被ばく患者に対し遅滞なく必要かつ十分な医療を実施するため、主要な医療機関と協力協定を結び、受入れ体制の整備を行っています。

○広島大学の被ばく医療協力機関

- ・財団法人放射線影響研究所
- ・県立広島病院
- ・広島赤十字・原発病院
- ・独立行政法人国立病院機構呉医療センター
- ・広島市立広島市民病院
- ・中国労災病院
- ・中国電力株式会社中電病院

○放射線医学総合研究所の被ばく医療協力機関

- ・学校法人日本医科大学
- ・学校法人杏林学園
- ・独立行政法人国立病院機構災害医療センター
- ・国立大学法人東京大学医学部附属病院
- ・国立大学法人東京大学医科学研究所

【学術情報は全ての学術機関で共有され、当研究所は共同利用研究機関となっており、全国の研究者が一緒に取り組んでいくためのプロジェクトを立ち上げる。なお、内部被曝の影響についても研究課題である。放影研レポートでは、中線量域でのはっきりした直線関係（比例関係）は読み取れるが、それがどこまで読めるかである。放影研では150mSV以上で直

◎県民健康調査表配布・・・特に3/12～3/15の個人の生活状況により把握することができる。
記憶をたどり提出していただくことが個人の健康状態を知ることができる。

◎確定的影響（白内障や不妊になりやすい）

白内障は2年くらいで発症

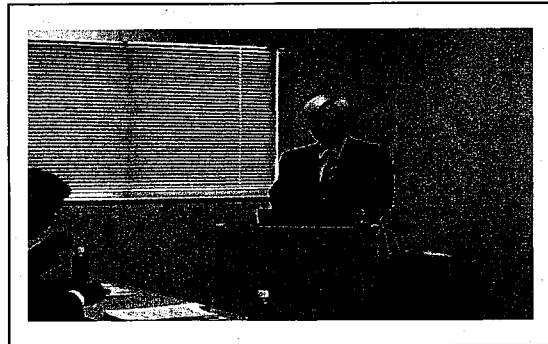
◎確率的影響（悪性のがんなどになりやすい）

※放射線量を低下しなければ

「がん」になるリスクがある、

県とも県民が意識を持たな

ければ健康を守っていけない。



（緊急被ばく医療センター所長 神谷教授）

【委員所感】

1 広島大学（放射線被ばくとの健康影響と心のケアについて）

（鈴木正勝）

広島大学の神谷研二教授（所長）より、原発事故発生からのセンターが福島県に派遣した「広島大学緊急被ばく派遣チーム」の初期対応やさまざまな支援活動内容を知る事ができました。

放射線の基礎的知識として、放射線被ばくの確定的影響としての白内障や確率的影響としての悪性腫瘍があり、しきい値についての説明がありましたが、しきい値は無いと仮定されるチェルノブイリ原発事故による確率的影響については低線量被ばくの影響が20年から25年が経過してその病状が懸念されている。

また、放射性物質の半減期は、時間の経過とともに半減していく物理的半減期と体内からの排出・懐変などにより半減する生物学的半減期との相関関係の内容などについて、さらに分かりやすい説明が必要と感じた。

低線量被ばく者への心のケアの処方については、一人一人の大きく異なる環境と不安感に対して、いかに正確な情報を発信していけるか、また、さまざまな生活課題に対しての総合的な相談体制づくりなどきめ細やかな対応の拡充が大切だと感じた。

1 広島大学（放射線被ばくとの健康影響と心のケアについて）

（市村喜雄）

一つには、放射性物質による健康被害は科学的にはがんのリスクがあるという設定の基になる証拠はない。しかし生活習慣の中における放射性物質の影響の低減を図り、心配を減らしていくことも大切であり、そのためには、身近な人に放射線の知識を習熟してもらい、小グループでの情報の共有と意見交換が大切であり、医療・健康・保健を通してよい生活習慣の取り組みが必要である。行政としての政策の位置づけが大切である。

二つ目には、今後においてはバックアップ体制としての医療機関が必要であり、緊急被ば

たせるとともに、常に準備を怠ってはいけないと思いました。さてこの度の広島大学原爆放射線医科学研究所での行政調査は、改めまして放射線等の基礎的知識と対策についてのご教授を受けまして、今後の対応の考え方、実効性の有る計画の構築などについての道筋が見えて来たと感じました。放射線災害の健康管理面では、ICRPによる「ALARA（被ばく低減）の原則」に基づく体制が必須であり、地域住民の自主的な対応を育成し、弛まらずに継続した被ばく線量低減化を実施しながら、平行して個人・環境・食品の放射線モニタリング記録システムの構築と、情報の共有化、開示、理解を図ること、そして日常生活を通して、病気にならない健康管理の必要性が重要であることを再認識しました。放射線の更なる不安解消のためには、少人数による共有方式が有効となってくるというご示唆は、非常に共感できる内容でした。今後は、より具体的な事柄での取り組み、丁寧な説明と十分な情報開示が必要であり、住民と行政と科学者・専門家の連携をより密にして、三者による「健康地域協議会」等の組織化、「放射線モニタリングセンター」等の設置による、内部及び外部被ばくに関する総合的な健康リスク管理体制の構築を目指すことも重要であるとのことでした。学校現場における対策としては、子供たちへの影響が大きい、教員がまず正しい知識を習得する体制づくりが最優先であるとのことでしたので、これからの学校行政に役に立つように提言して行きたいと思えます。今回の調査を踏まえこれから長く続くと思われる放射線対策について、努力を惜しまずに対応に邁進していきたいと思えます

1 広島大学（放射線被ばくとの健康影響と心のケアについて）

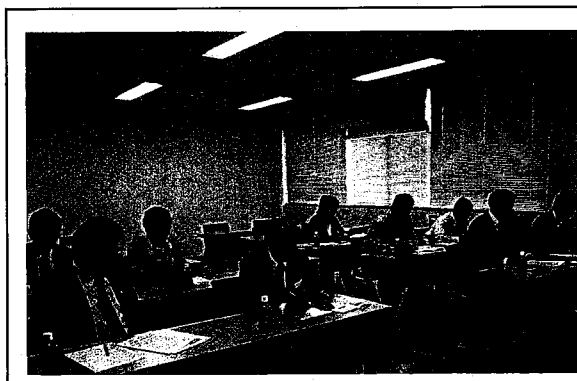
（大寺正晃）

・ 確定的影響に関しては、しきい線量値が存在しているので、現在の放射線量を

- 1、測定できる
- 2、定量的に判断できる
- 3、影響の有無を予測できる
- 4、正しい知識で防げることを説明することができるので、今一度リスクをどのように考えるか確認する必要あり

・ 国や、公的機関が示す年間被爆線量許容値よりも、まずは確定的影響について、確率の指数に関して詳しく説明すればもっと安心してもらえるのではないか。

- ・ 確率的リスクの説明に際し、健康管理や生活習慣に潜むリスクの説明も必要。
- ・ ホットスポット除染の重要性を再度確認できたので、重点的に取り組む



（神谷教授の説明を受ける）

■シンボルデザイン

「心」をキーワードとした尾道市行政の取組姿勢をイメージしたものです。”心+尾道”をモチーフとしたシンボルデザインです。

■市の木・・・桜

昭和 49 年（1974 年）5 月 1 日選定

■市の花・・・桜

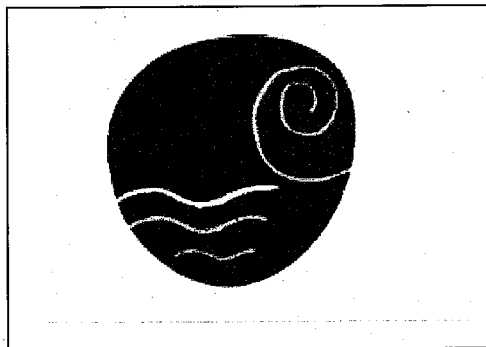
平成 8 年（1996 年）6 月 26 日選定

■市技・・・囲碁

平成 17 年（2005 年）12 月 21 日制定

■観光シンボルマーク

公募により選ばれた作品で、「橋・山・波」をモチーフに、尾道をイメージしたものです。



■尾道市民憲章

昭和 53 年（1978 年）4 月 18 日制定

- 1 伝統を生かし 文化遺産をうけつぎ 風格のあるまちにしよう
- 1 きれいな海 緑と太陽の輝く 清潔なまちにしよう
- 1 人を尊び人を愛し 健康で こころ豊かなまちにしよう
- 1 互いにゆずりあい きまりを守る 平和なまちにしよう
- 1 生きて働くことに喜びをもち 希望にみちたまちにしよう

■姉妹都市

愛媛県今治市 昭和 43 年（1968 年）7 月 15 日締結

島根県松江市 平成 24 年（2012 年）2 月 5 日締結

【公立みつぎ総合病院「地域包括支援センター」】

※尾道市御調町における地域包括ケアシステムについて

【公立みつぎ総合病院の概要】

昭和 31 年病床数 22 床、3 診療科（内科・外科・産婦人科）、医師数 3 人、職員数 25 人で開設された。建物の老朽化にともない、昭和 42 年第一次全面増改築工事を行い、病床数 40 床、医師数 4 人、職員数 43 人となって新たにスタートした。以来現在まで、平均して 2~3 年に 1 回の増改築工事を繰り返し、平成 8 年 7 月にはリハビリテーションのニーズ増大に対応するために理学療法室と作業療法室、言語療法室が完成。平成 9 年 2 月には健康管理センターを新た保健福祉センターとし病院東隣に新築、院内では入院患者の一人当たりの面積をほぼ倍増し、大部屋の解消を図るなどリハビリの充実したアメニティの高い病院として一新した。診療科目は内科をはじめ 15 科を有する総合病院となった。

平成 10 年 11 月からは病床数 240 床（一般 192 床、療養型 48 床）平成 13 年 6 月回復期リ

- Q 保健師が多いと言うのが予防に役立っているとのことですが、須賀川市は特定検診率・受診率が低いので、妙案がありましたら教えていただきたい。
- A 広島県は全国受診率が最低で、旧御調町は全国平均を上回っていましたが、合併後の尾道市としては県内でも低いほうです。私は病気を火事にたとえて、火事が起こってから火を消すのではなく、火事を起こさないように防火を一生懸命やる方が得であると、医療側に示していくことが大事だと思っております。幸い、尾道市の保健師はケアマネージャを持っている人が多くて、保健師さんと我々の医療認識が身近であり、草の根運動のようなかたちで、患者さんへ担当者が疾病予防に一对一で対応しているのが大きいと思われます。※キャンペーンTシャツ等を作って「検診を受けましょう」と呼びかけている。
- Q 地域包括ケアシステムを構築するに当たり、「医療・福祉・介護」がありますが、こちらの病院（医療）が中心に行っているとのことですが、病院がイニシアティブを取った方がいいのか又は行政がイニシアティブを取った方がいいのか、手法として教えていただきたい。
- A イニシアティブをどちらかがとるということではなくて、地域包括支援センター創始者の山口医師と首長が組んで医師と行政の連携がうまくとれたことが良い方向へ作用した。地域包括システムを構築するに当たっては、そういった連携を誰がどのようにとっていくかが鍵であると考えます。
- Q 医師会の役割・包括ケアの中でどんな役割を持っているのか。
- A 旧御調町には、開業医が3人しかいなかった。しかも外来診療だけあり、何かあれば「みつぎ総合病院」でバックアップして見ていただきたいとの立場であり、我々も仲良くしていただいている。良い悪いは別にしてみつぎ総合病院が御調町全体をもグイグイ引っ張っていた経緯があった。合併後は、尾道医師会に我々も医師会に出て行って包括ケアネットワークを作ってくれと言われていた。御調町という中に引っ込まずに出てきて、二つの分野は当時のネットワーク（リハビリ・緩和ケア）はできているが他はまだ未構築である。たまに「急性期病院を退院された虚弱の高齢者をみつぎ総合病院で見てくれ」という場合があり、そのようなケースをどうやってコーディネートして在宅に繋げていくかという問題もあります。尾道市医師会には「尾道方式」があり、それは医師会の先生方がネットワークを組んで、地域の住民の方を中心にカンファレンス（事例検討会）をして在宅を中心にケアしているのですごく2～3年前に注目されました。みつぎ総合病院では、それは包括ケアの一部で、抜けているのは保健（予防）が抜けている。包括ケアを全国に（都市型を含め）いろんな意味で広めていかなければならない。医師会は重要な存在である。
- Q 須賀川市は開業医が多く病院も基幹病院の他、入院できる病院もある。人口78,500人、どの位の規模で、こういった方式が良いのか？
介護保険制度で地域包括支援センターができあがっているの、18年以降システムが導入された件でやり方が変わったのでは？

A 介護保険料への影響は特にありません。また、保険料が安いということもない。老人医療費は低いという数字があるが、その分、介護保険に使われているという現状がある。介護の施設が充実しているので、そこを利用する利用者が増えれば介護保険料が上がるということは逆にあるかもしれない。

黒字については、余分な借金をしないよう努力しています。無駄なハコモノを作らないなど。また、事業ひとつひとつを見ると赤字になりそうなものもあるが、それぞれがそれぞれを補って、大きな波にならずに現在に至っているというところが大きい。それと、やはり包括支援センターと病院の連携がとれているということが大きい。患者さんに対して縦割りの対応をしない努力をしている。

消防・警察・医療は、人の命を守るという意味では、いつも同じレベルでなくてはならない。しかしながら、消防と警察は、儲ける儲けないという尺度を求めているのに対し、医療だけは「儲けないといけない」という制度に固められている。地域医療の崩壊を止めるには、まさにその制度を見直さなければならない。



みつぎ総合病院副院長（沖田医学博士）から説明

委員所感

2尾道市（御調町における地域包括ケアシステムについて）

（鈴木正勝）

病院を核とした地域包括システム構築の経過では、長崎大学の山口昇医師が赴任から対策が図られた経緯がある。

構築が促進された最大の要因は、町長と一体になって推進が図られたことで、さまざまな課題に対し真正面から向き合いその解決・対応を図る中で、地域包括システム構築の必然性を見通せたことは大変すばらしいことと感じた。

地域包括システム構築後の成果として、①寝たきりの減、医療費のダウン、経済効果、病院運営・経営に資する。②住民の満足、自治体の各種計画に貢献、病院の信頼度向上。③地域の活性化。④福祉先進諸国と共通の認識（日・フィンランド）などが図られている。

みつぎ病院における今後の地域包括システムの最大の課題として、医師、看護師、介護士な

談会がカギになるかもしれない。

医療を切り口とした、医療・介護・福祉・保健・生活のネットワークと、介護を切り口とした、日常生活圏域での医療・介護・生活支援・住まい・予防のネットワーク、須賀川システムが望まれる。

聞くところによると、公立岩瀬病院においては、保健・医療・介護福祉の連携を模索し始まっていると聞き及んでいる。いかに住民参加・協働の仕組みを構築するか、早急な行政当局の取り組みに期待する。

2尾道市（御調町における地域包括ケアシステムについて）

（五十嵐伸）

「寝たきりゼロ作戦（介護予防）と保健・医療・介護・福祉の連携」の表題を見まして、湖の取り組みがどの様に行われているのか非常に興味を持ち研修を受けましたが、どの地域でも実現できることではないと痛感させられました。

行政のトップと医療のトップが理解をし、協力していかなければ出来ない取り組みで実行できないことがあると考えます。この取組を当市において即座に取り入れる事はなかなか難しいと思いますが、寝たきりの方をゼロにすることやこれからの医療費軽減を考えますと是非とも、取り組まなければならないと考えます。当市に合った地域包括ケアシステムを作るため提案していきたいと思えます。

2尾道市（御調町における地域包括ケアシステムについて）

（石堂正章）

尾道市御調町の公立みつぎ総合病院での行政調査は、ある意味でカルチャーショックを感じざるをえませんでした。

崇高なる基本理念と高い意識の卓越したスタッフ陣、そして常に充実することを怠らない施設整備という三拍子が揃っていることへの羨望と驚きでした。そもそも合併前の御調町での公立みつぎ総合病院は、昭和31年、御調国保病院として、一般病床22床、3診療科（内科、外科、婦人科）での出発であり、その後の13回にもわたる増改築によって、一般病床一般病床22床、3診療科（内科、外科、婦人科）での出発であり、その後の13回にもわたる増改築によって、一般病床240床、22診療科になったという歴史を持っております。経営的には決して順調の時ばかりではなく、大変ご苦勞を重ねられたとお聞きしました。

尾道市との合併前の御調町は人口8,000人前後の町で、財政的には決して裕福な町ではないと思われませんが、昭和49年から始まる、病院を核とした「地域包括ケアシステム」の構築、在宅ケア、寝たきりゼロ作戦の推進、福祉の町として長寿を喜びあえる明るい活力に満ちた町づくりを進めてきたそうです。

その後、足掛け40年にわたる努力の結晶が実を結び、現在の視察が絶えない町に至っているとのこと。医療・保健・福祉・介護を総合的に、しかも有機的に結合させ、今まで

行政調査の概要

委員会名	教育福祉常任委員会	調査期日	平成 24 年 10 月 24 日	調査先	兵庫県淡路市
参加者	委員長 鈴木正勝 副委員長 川田伍子 委員 大寺正晃、石堂正章、相楽健雄、五十嵐 伸、市村喜雄、 当局 佐藤健則 随行 吉田すみ子・村上良子				
調査事項	○淡路市（阪神・淡路大震災記念“人と防災未来センター”） 【人と防災未来センターでは】 阪神・淡路大震災で起こったことや、子どもたちに伝えなければならないことを見ていただく。そして、二度と再びこのような災害が起こらないように、いろいろな知恵や知識をわかりやすく発信して、災害に強いまちづくり、地域づくり、そして私たち自身の準備に役立つ取り組みを行い、防災や減災は政府や自治体の取り組む問題にとどまらず、私たち一人ひとりの地域コミュニティの問題だからです。 また、わが国や世界で大きな災害が起こったときに、いち早く駆けつけて、何をすべきか、何を応援してもらうのか、ボランティアをどのように呼びかけるのかなどについて助言したり、一緒に行動し、日常からそのような訓練を重ねて、うまく対応したいと考えています。 しかも、ここには国連をはじめ、いろいろな防災・減災に関係した組織が結集し、世界の一大拠点を通じて、役に立つ新しい情報がどんどん発信されるはずです。 しなやかでやさしい、やわらかな人々、それでいてとても強くて楽しい人たち。このような魅力のある人びとに支えられた、私たちのいのち、すまい、つながり、まち…。私たちが自然と共生する 21 世紀づくりの知恵を、ここから発信しそれは、いのちや生きていることへの感謝につながっています。 【東北地方太平洋沖地震について】 2011 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖で発生したマグニチュード 9.0 の地震は、広域かつ巨大な被害をもたらしています。 人と防災未来センターでは、これまでの東海・東南海・南海地震災害に関する研究成果を踏まえ、今回の災害で、今何が起きているのか、そして、これからどのような課題が発生するのか、様々な分野の研究員が協働で分析しており、将来のスーパー広域災害のために実施してきた私たちの研究成果をうまく役立ててもらおうためのものです。 当センターでは、阪神・淡路大震災の教訓を将来の災害による被害軽減につなげるため、東海・東南海・南海地震災害などの研究をセンター設立以来、継続して実施してまいりました。想定されている東海・東南海・南海地震災害と今回の巨大災害は、いずれも複数の県で大規模な被害が発生するという我が国でも類を見ない巨大災害（スーパー広域災害）です。そのため、経験したことのない事態が様々な場面で顕在化すると予想され、人的被害や物的被害がない、被災地から離れた地域にも災害の影響がおよび、停電や生活用品の不足をはじめ日常生活に支障が現れるなど、この種の災害に特有の状況が現れつつあります。				

しかしながら、地震とその災害に対する準備、対応、気構えに関しては、この不幸な体験が、非常に有用な教科書になる事を知っておりますので、マニュアル（指南書）の存在は大変重要だと考えます。

防災マニュアルは、行政だけに留まらず、地域住民に対する行動マニュアルの充実、整備が、改めまして必要ではないかと感じます。必要最小限で構成された「要点」だけのマニュアルを各家庭に配布し、また地区の防災組織などには、より詳細に、具体的に示したマニュアルの配布が必要ではないでしょうか。それを補完する行政の防災マニュアルとの連携が、災害初期からの行動に対しまして、有効に機能すると思います。

今回も阪神・淡路大震災で被災されました各自治体より、行政防災マニュアルの提供が非常に役に立ったと聞いておりますので、更なる内容の精査、充実を図りながら、大地震災害への備えを万全にすることが急務であると感じました。

また「減災」という考え方は、非常に有効な手段であり、少ないコストで最善の対策が行えるという様な面も有りますので、今後の対策には欠かせない要素だと思います。

私達は、大震災の被害者ではありますが、将来の住民の為に、今回の体験を活かして、より良い地域生活が持続して営めるように、協働の精神を発揮して、今後の復旧・復興に立ち向かっていきたいと思っております。



阪神・淡路大震災記念館 “人と防災未来センター”

行政調査の概要

委員会名	議会広報委員会	調査期日	平成 24 年 10 月 31 日 ～11 月 1 日	調査先	岩手県雫石町
参加者	委員長 五十嵐 伸 副委員長 石堂 正章 委員 安藤 聡 本田勝善 相楽健雄 川田伍子 市村喜雄 水野敏夫 随行 大槻 巧				
<p>調査項目 : 議会広報について (雫石町)</p> <p>【備前市の概要】</p> (5) 町制施行 昭和 30 年 4 月 1 日 (2) 面積 609.01 km ² (7) 人口 18,033 人 (4) 世帯数 5,543 世帯 <p>【議会広報について】</p> 1 議会広報の名称 「しずくいし議会だより」 2 創刊年月日 平成 4 年 5 月 20 日 3 発行状況 (1) 印刷部数 5,600 部 (2) 発行時期 毎定例会後 (年 4 回) (3) 配布 全世帯 (行政区長を通じての配布)、在京雫石町友会役員等 (4) 規格 A4 判・横組み (平成 15 年～)、25 字詰・43 行・2 段組 (5) ページ数 6 月、12 月 = 20 ページ、3 月、9 月 = 24 ページ (6) 印刷方法 写植オフセット印刷 2 色刷り (表裏表紙はカラー印刷) (7) 活字 14 級 (3.5 mm) (8) 紙質 しな一る、A 判、44.0 kg (9) 発行日 定例会終了後 40 日以内を目標としている。 (10) 発行経費 1,672 千円 (1 ページ当たり 3.4 円) 平成 24 年度予算 4 編集方針 (1) 議会の活動状況を町民に分かりやすく知らせる。 (2) 町民の関心が高いと思われる議案等を優先的に掲載する。 (3) 町民からみた議会への提言を掲載する。 (4) 表記は常用漢字を原則とし、官庁用語や珍しい氏名などは言い換えや読み仮名を振ることとしている。 (5) 文体は原則「です・ます体」としている。ただし、一般質問や特別委員会の質疑については「である体」としている。 (6) 余裕のあるゆったりしたレイアウトを意識するとともに写真を掲載するようにしている。					

【質疑応答】

(本田勝善委員)

Q：3会の編集委員会でまとめているが、3回で全ての編集作業を終えるのは容易ではないのではないかについて伺いたい。

A：編集委員会以外に議員個人での校正作業に時間を多くとっているのが、前提での編集委員会は3回で対応可能となっている。

(安藤 聡委員)

Q：編集会議に印刷業者も参加することであるが、それに伴う費用負担は発生しているのか伺いたい。

A：編集会議への印刷業者の参加も条件として入札を行っているため、編集会議に参加するたびに費用負担が発生している訳ではない。また、近隣の自治体と比較しても発注単価に大きな差はなく、印刷業者が参加することに伴って費用負担が増えるという状況でもない。

(石堂副委員長)

Q：横組みはいつから取り組んでいるのか伺いたい。

A：平成15年度から取り組んでいる。横組みのメリットとしては、数字が書きやすくなっている。また、町民からの評価も高い。

Q：町民の声の人選はどのように行っているのか伺いたい。

A：人選については大変苦慮している。基本的には、合併前の旧4町村から順番で人選するように配慮している。

Q：議会広報の配布方法について伺いたい。

A：行政広報と同じく全戸配布を行っている。

(相楽健雄委員)

Q：一般質問等の記事については、誰が校正を行っているのか伺いたい。

A：個人の発言の部分については発言した議員本人にも校正をしてもらうが、全体的な部分については編集委員会の権限に基づいて編集委員会が行っている。

(水野敏夫委員)

Q：記事を担当する委員は決まっているのか伺いたい。

A：ある程度は担当委員を決めている。また、各常任委員会から選出されて議会広報編集特別委員になっているので、常任委員会の記事についてはそれぞれの委員会に属する委員が書くこととなっている。

Q：広報に掲載する写真は誰が撮影しているのか。

A：議員が撮影することもあるが、事務局において準備することが多い。

(川田伍子委員)

Q：全国町村議会広報コンクールでの受賞歴があるが、その表彰の要因について伺いたい。全国的にも珍しい横組みの広報が評価されているのか。

A：横組みは評価のポイントになっていない。むしろ今まではマイナスの評価であったと認識している。ただ、先の全国町村議会研修会において講師から「これからは横組みの広報が主流になる」との話をいただき、自分たちの取組が評価されると意を強くしたところである。紙面づくりで心掛けていることは「捨てられない紙面づくり、町民を巻き込んだ紙面づくり、伝えるより気付かせる、目立たせる紙面づくり」である。

みにした紙面によって、町民からは読みやすくなった、親しみが持てるなどの良い面が前面に出て「読んでもらえるように、捨てられないように、伝えるより気付いてもらうように、目立つように」といった編集方法に役立っていると感じられ、学ぶべきポイントであると思いました。

二つには「町民の関心が高いと思われる議案等を優先的に掲載する」ということです。至極当たり前のことなのですが、常に念頭に置いて編集作業に携わっていくことの重要性を再認識いたしました。

三つには「町民の声」の掲載を注目しました。取材に当たっては、非常に苦勞されているとのことでしたが、内容的はとても良い感じであり、生の声を直接聞くとうことの大切さを感じました。

四つには、議員の一般質問の掲載部分に「チョットひとりごと」というコーナーがあり、議員の本音の部分が垣間見ることができるのは良いことだと感じました。また、広報委員会が、各常任委員会からの推薦された議員で構成されているということは、とても合理性がある選考方法だと思いますので、是非検討していきたいと思いました。

雫石町議会広報編集特別委員会の皆様からご教授いただいた編集に対する心構え、工夫、努力という真摯な態度を見習って、直ぐにでも取り入れられる事柄を採用検討して、議会広報紙を市民への重要な広報の手段として、最善の方策を図り努力してまいりたいと思います。

(安藤聡委員)

横組みの広報は、市民からの反応も良かったようであるが、何より市民目線での内容ということが大切なのだと改めて認知しました。まずは、捨てられないことを意識した誌面づくり、目立たせ注目を集めさせるよう工夫が凝らされていました。

議会広報の発行時期という性質を考えると、伝えることよりも気付かせる広報づくりとの話が印象に残りました。公の広報の第一義的なところはしっかり押さえながらも役割分担を再認識し、親しめる紙面づくりを議論していきたいと考えています。

編集体制も各常任委員からの選出であったり、編集会議への印刷業者の参加（プロポーザル的な入札方法）であったりと、すぐにでも参考になる視察でした。

当市において、現在の事前告知型の広報スタイルが10年を過ぎ、広報紙のあり方も検証する時期ではあるが、広く市民に伝え気付かせる情報源との視点でICTも含め検討する必要があると感じました。

視察先でも検討しているようだが、議会広報に対しての市民アンケートを実施するのも一度くらいは必要ではないかと思います。

(本田勝善委員)

雫石町議会広報編集特別委員会を行政調査してみても全国でも大変珍しい横組みではあったが、内容的には一般質問などの取り上げが多く、記事的に関心を持つ内容が少ないような気がしました。ただ、広報編集特別委員会に各常任委員会から2名ずつが選任され、担当しているのは大変素晴らしいことだと思いましたので、本市議会広報委員会でも委員の体制については考えていく必要があると思いました。

委員会名	議会運営委員会	調査期日	平成25年 2月7日～8日	調査先	千葉県流山市 東京都千代田区
参加者	委員長 八木沼久夫 副委員長 関根保良 委員 塩田邦平 広瀬吉彦 加藤和記 菊地忠男 橋本健二 随行事務局 大槻 巧・横川幸枝				

《流山市》

- 調査項目
- ①議会運営全般について
 - ②議会改革の取り組みについて
 - ICT化の取り組みについて

【市の概要】

- (1) 市制施行 昭和42年1月1日
- (2) 面積 35.28㎡
- (3) 人口 166,547人(平成24年3月1日現在)
- (4) 世帯数 66,459世帯

1 議会運営について

(1) 議員定数

条例定数 28人 / 現員数 28人

(2) 議会構成

①常任委員会(任期2年)

- ・総務常任委員会、教育福祉常任委員会、市民経済常任委員会、都市建設常任委員会(7人)
- ・1日1委員会開催とする。(平成22年から)

②議会運営委員会(任期2年)

- ・定数は9人で、委員は議員2人以上をもって構成する会派から選出される。

選出基準：4人まで	… 1人
5人から9人まで	… 2人
10人から13人まで	… 3人
※14人以上については、別途委員会で協議	

- ・会派に所属していない場合は、オブザーバーとして参加。

③予算審査特別委員会/決算審査特別委員会

- ・委員の選出は、議会運営委員会委員選出基準に準じる
- ・審議日数は、予算審査特別委員会は7日間、決算審査特別委員会は6日間

④議会広報広聴特別委員会

- ・委員の選出は、議会運営委員会委員選出基準に準じる
- ・議会報の編集、議会報告会・議会アンケートの実施、議会ホームページに関することについて審議する。



調査の様子

⑭議案の賛否明確化（電子採決） ⇒ 平成 22 年第 3 回定例会より実施

⑮お知らせメールの発行 ⇒ 流山市議会 ICT 基本計画に盛り込み実施検討

⑯ペーパーレス化の推進 ⇒ 議会運営上支障がない範囲より実施していく

⑰プロジェクターやスクリーン等機器の使用の積極的な推進

⇒ 流山市議会 ICT 基本計画に盛り込み実施検討

⑱議会の IT 化の実施に伴うインフラ整備 ⇒ 流山市議会 ICT 基本計画に盛り込み実施検討

⑲議会アドバイザーボード（専門的知見の活用）… 具体的案件が発生した時点で活用

⑳パソコン及び電子機器研修会 ⇒ 流山市議会 ICT 基本計画に盛り込み実施検討

㉑議会市民アンケート調査 ⇒ 議会広報広聴特別委員会で検討

㉒採決の際の退場理由の意見表明… 現状どおり

㉓傍聴規則の見直し… 現状どおり

㉔各委員会へのパソコンの持ち込み ⇒ 平成 22 年第 1 回定例会より実施

㉕議員の活動報告… 次期議会構成の課題

(3) 積極的な情報公開の推進

①U-stream を活用した委員会のインターネット中継

・平成 22 年 4 月から実験的に開始した。

・平成 23 年 11 月から議会運営委員会、同 12 月から常任委員会・特別委員会のインターネット中継を開始した。

②スマートフォンによる電子採決

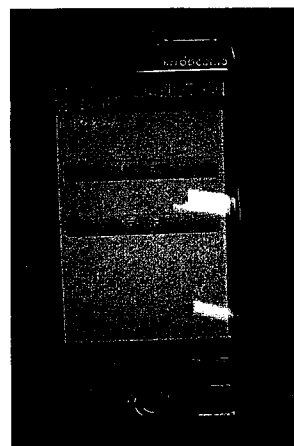
・平成 23 年 9 月 9 日第 3 回定例会の本会議において、全国初のスマートフォン採決を実施した。

・固定型ボタン方式に比べて安価な金額で導入が可能である。
（初年度 約 130 万円、次年度以降 約 50 万円）

③一般質問時におけるプレゼンテーションツールの利用

・平成 23 年第 4 回定例会より試験的に実施し、平成 24 年第 1 回定例会より完全実施した。

・会議録については、一般質問時のプレゼンテーションツール資料として会議録の巻末に掲載している。



スマートフォンによる採決

議会基本条例の策定

◇議会基本条例策特別委員会を設置（平成 20 年 3 月）し、20 数回にわたる協議を行った。

◇特徴的な点としては、早稲田大学マニフェスト研究所と契約し専門家の派遣を受け協議を重ねたことである。（※専門的知見の活用）

◇毎回 5～6 人の傍聴者がおり、その都度意見・感想を求めた。傍聴には、自治基本条例の策定に携わった人が多く来ており、他市（主に松戸市）からも訪れていた。

◇平成 21 年 3 月に議会基本条例を上程し、全会一致で可決し、平成 21 年 4 月 1 日施行した。

※参考人制度及び公聴会制度の活用

※委員会の原則公開

第7章 政務調査費（第18条）

※収支報告書及び会計帳簿の公開

第8章 議会及び議会事務局の体制整備（第19条―第23条）

※議会基本条例に関する議員研修（理念の共有）

※議員の研修の充実・強化

※議会事務局の体制整備

※議会図書室の充実、市民による利用の推進

※市議会ホームページ等多様な広報手段の活用、議会広報活動の充実・強化

※専門的知見の活用

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第24条―第26条）

※政治倫理条例を遵守した議員活動

※議員定数及び議員報酬の改正に係る参考人制度、公聴会制度の活用等

第10章 条例の検証及び見直し手続（第27条）

※議会基本条例の目的が達成されているかどうかの検証

※議会運営委員会における検証及び市民への公開

<流山市議会における議会改革のポイント>

☆情報公開

- ・本会議のインターネット中継はもちろんだが、委員会の様子も全て USTREAM で公開しており、議会報告会でも生かされている。
- ・議会ホームページのリニューアル（平成24年10月）
- ・議会だより（年4回発行）

☆一般質問の一問一答方式

- ・一問一答方式を導入することによって、質問の焦点が絞られ分かりやすくなった。

☆反問権の付与

- ・1定例会で1～2回見受けられる。

☆一般質問時のスクリーンの使用

- ・パワーポイントを使った質問の仕方を取り入れている。
- ・地図や写真を使う場合、質問がとても分かりやすい。

☆スマートフォンを使用した採決

- ・瞬時に採決結果が分かる

☆議会報告会

- ・年に2回開催



議場の様子

3 質疑応答

橋本健二委員

Q：情報通信技術の活用の中身について伺いたい。

議会報告会の運営の概略について伺いたい。

議長・副議長の所信表明演説会の中身について伺いたい。

議員研修会の一般公開について伺いたい。

Facebookの活用について伺いたい。

A：従来のhtmlを使ったHPの編集は非常に作業が大変である。現在のホームページは、テンプレートが既にできているものに文字情報を事務局で編集している。

ホームページをリニューアルするに当たっては、情報を探しやすくする改善を行っている。

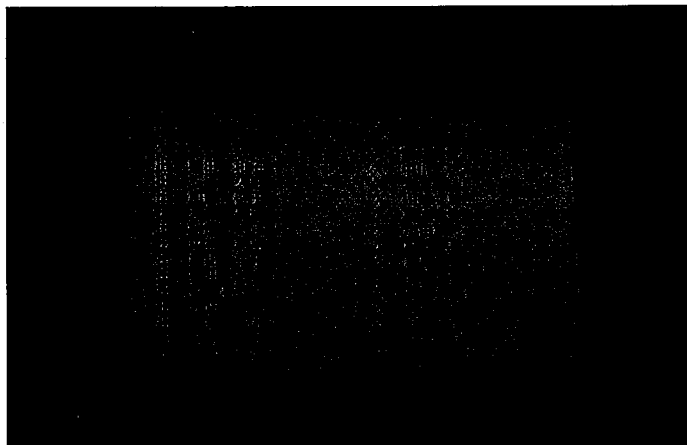
議会のスケジュールの閲覧が多いことから、トップページに掲載した。

ホームページ内の情報は、ほぼ全て議員と議会事務局が入力作業を行っている。

スマートフォンによる採決について、導入時は採決時間の短縮が期待されていたが、実際に使用してみると操作に不慣れであったり、システムが使いにくいといった問題があった。また、議長の次第書で操作を細かく説明しながら進行するため、起立採決よりも時間がかかった。

ただし、スマートフォンによる採決の一番のメリットは、採決の終了時点で議員の賛否の状況がすぐに分かることである。

さらに、データが蓄積されるため議会だよりに正確に反映させることができる。



採決の結果が、議場内に設置されたモニターに表示される。

プロジェクターを使用した一般質問については、地図や写真を使う場合には確かに分かりやすいが、画面を指しながら「ここのこの部分」と言った質問の仕方になってしまい、議事録に正式な記録として残らなくなってしまうため、使用したパワーポイントの資料を議事録に添付している。

現在、全議員にタブレット端末（NTTから貸与を受けている）を配布し、議会の資料等をPDFファイルで見れるよう取組を行っているところである。議会フロア内であればいつでもネットワークに接続することができる。

紙ベースの資料との決定的な違いは、タブレット端末の画面サイズでは並べて見比べるという作業ができないことである。

正副議長立候補者の所信表明演説会についてのメリットとして、市民から見た場合になぜ選ばれたのかという理由が分かることである。これまでは、議場ですぐに選挙が行われていたた

当局が同席している場合、その対応についても伺いたい。

A：反問権行使の流れ（実際の映像による説明）

- i) 市長（又は部長）が議長に反問の申出を実施
- ii) 議長が申出を許可
- iii) 市長（又は部長）が反問
- iv) 議員が反問に対する答弁を実施

プロジェクターを使った一般質問となると、劇場にあるような大型のスクリーンを想像するが、その場合高額のコストがかかるため、現時点では多少見にくいのが通常の会議室レベルのものを使っている現状である。

議会報告会については、会場の設営等で議会事務局の職員は同席しているが、市の職員は同席していない。

議論が脱線した場合の対応であるが、ある程度はやらざるを得ないのが実態である。しかし、本来のテーマとは変わってきてしまうことと、限られた時間の中では参加者全員の質問について答えられないため、アンケート用紙に聞きたかったことを書いてもらい、各班の判断で後日ホームページに回答を掲載している。

市への要望等については、各班で共同で執行部に申入れ等の対応をしている。

Q：市のほうでも市政報告会等を行っていると思うが、市民の中で議会報告会と混同しないか。

A：おっしゃるとおりで、共通の説明で予算決算を取り上げると、どちらかという中身の説明になりがちであり、テーマによっては非常に難しいところである。

A：議会報告会については、試行錯誤を繰り返しているというのが正直なところである。

予算決算といったものを共通テーマに設定し、独自テーマと併せて告知をするが、実際に始まってみると共通テーマに終始して独自テーマができなかったケースもある。

次回の議会報告会については、独自テーマのみで取り組む予定である。初めてのことであるからどのような反省点が出てくるか分からないが、成長するプロセスとして前向きに捉えたらいいのではないかと思う

加藤和記委員

Q：議員間討議の実施について、ある意味議員同士の利益誘導型の議論になってしまうのではないかと心配を持っているがどうか。

A：常任委員会では賛成、反対それぞれの立場で執行部と議論しているが、議員同士ではやっていない。これを市民の前で、議会報告会の中でやるのが究極ではあるが、なかなか踏み切るのは難しい。議会報告会では取り組んでいないが、委員会では取り組んでいる。

A：委員会では、討議は質疑終結前に申し出て行うこととなっている。以前一度あったが、なかなか出てこないのが現状であるが、何回か行われていることもあり、今後増えてくるのではないかと考えている。

4 所感

[八木沼久夫委員長]

議会改革度ランキング全国1位の流山市議会の空気と意気込みそして課題を伺うべく訪問した。当市議会は「市民に開かれた市議会」「見られる議会から見たくなる議会」を目指して長年にわたり議会のさまざまな改革に取り組んできた。

当日は、会津出身の酒井むつお議員などが説明を買って出てくれた。

- ・議会基本条例の制定作業のために特別委員会を設置し、約1年間で21回の会議、150時間の時間を重ね、また、市民アンケート、真ポジウム、意見交換会などを取り入れ、市民とともに作り上げた条例といっても過言ではないだろう。
- ・陳情者の発言の保証、議会報告会の開催、そして議員間の討議を定義づけている。
- ・議会報告会を春と秋の年2回実施している。議員を4班に分け、班ごとの個別テーマと統一テーマについて市民と対話するもの。会場作りから、受付まで議員が行う。市民の前に出るということは議員間の意見を一致させておくことが重要。また、その場で回答できないものは、持ち帰り、議会で討論の上、回答するとしている。

実施していくといろいろな問題点が出てくるであろうが、一步踏み出してから、問題点を克服していくべき時期と考える

- ・情報公開は、本会議の中継はもとより、委員会も中継している。ホームページの編集も議員が中心となって実施。議会だよりも市民の専門家を半分ボランティアで採用しているとのこと。
- ・議員の議案の表決結果を、スマートフォンを活用し即時に公表できるシステムを構築できている。不慣れ、起立採決より時間がかかるという問題点もある。

費用対効果でどうか？

- ・一般質問は、40分の質問時間と一問一答方式、そして反問権を認めており、市長、副市長だけでなく部長職も行使しており、議場に緊張感が漂っているとのこと。
- ・予算、決算審査時に、議員や会派から出される要望などについて議会の統一したものとなっているか総括審査時に議論する。
- ・平成24年の陳情17件、請願3件。陳情を委員会付託するか、参考配布するかは議長が判断するとのこと。陳情の審査方法を再考すべきと考える。
- ・正副議長選挙は立候補制を採用し、本会議を休議し、議場で候補者が所信を述べ、他の議員から質問を受けるといったシステムとのこと。

以上すべての項目は実現できないだろうが、議論を深め、出来るところから実現していけば市民の信頼を取り戻す手立てにはなるだろう。

[関根保良副委員長]

議会改革については、全国どの市町村においても検討会や特別委員会を設置し、諸問題に対し研究、改善のための努力を行っている。その中で、議会改革度（情報公開度、議会運営改善度、住民参加度など総合評価）日本一の評価を持つ千葉県流山市を調査できたことは大変有意義であった。

調査内容の説明、質疑応答については、2人の議員ですべて行われ、話し方に自信と充実感を感じ取れた。

我が市においても、議会改革特別委員会を設置し、細部に渡り検討しているが、テーマが多く形

としての権能機能をしっかりと行使できる形を1日も早く完成させたいと思いました。

また、議場についても素晴らしい造りになっており、本市にとっては大いに参考にする点がありました。

[菊地忠男委員]

- 1 意識的に「今・変わる！流山市議会」として議員全体で改革を目指すことは素晴らしかった。当市も常に変革をすべきと思います。
- 2 ICTを活用し、推進を図ることが先進的取り組みで素晴らしかったが、私のようなアナログ人間には難があり苦勞が見えている。一層の努力が必要と感じた。
- 3 議会の一般質問でパワーポイントを活用して「分かりやすい質問」とすることは良かった。当市においても活用はできると思う。(何年か前に写真を提示して質問を当議員は行った)百聞は一見にしかずで活用の価値はあると思う。
- 4 市民報告会は、投資に当てはめるのは難しい。(自分たちは議会報告として年2回、議員活動の一環として市政報告を市民に周知している)
- 5 市長の反問権は必要と考えます。当市にも活用すべき。

[橋本健二委員]

流山市議会は、平成21年4月に議会活性化をめざし「流山市議会基本条例」を制定し、「今・変わる！流山市議会」をスローガンに「市民に開かれた議会」の実現に向けた議会の改革に取り組まれている。

「市民に開かれた議会」を実現するためには、「見られる議会から、見たくなる議会」への改革の取り組みは、平成13年の地方分権検討協議会にはじまり、本会議インターネット中継(平成18年)、一般質問での一問一答方式導入(平成20年)、基本条例制定を経て、委員会室へのノートパソコン持ち込み許可(平成22年)、スマートフォン電子採決(平成22年)、一般質問にプロジェクター使用(平成23年)、市議会フェイスブック解説(平成24年)、全議員と議会事務局職員へのタブレット端末配給(平成24年)など、議会の活性化を進めてきたことに感心しました。

また、流山市議会においては、議員たちによる「議会報告会」を開催して市民との交流を深めたり、正副議長選挙時には「立候補者所信表明演説会」を開催したりと、ハード関係だけでなくソフト面でも改革をすすめていることには、驚きました。

行政のすすめる事業に住民を参画させる方法でなく、住民を巻き込んで知恵と工夫を出し合う中で事業の検討を行うという手法は大いに学ぶ必要があるのではないかと思う。

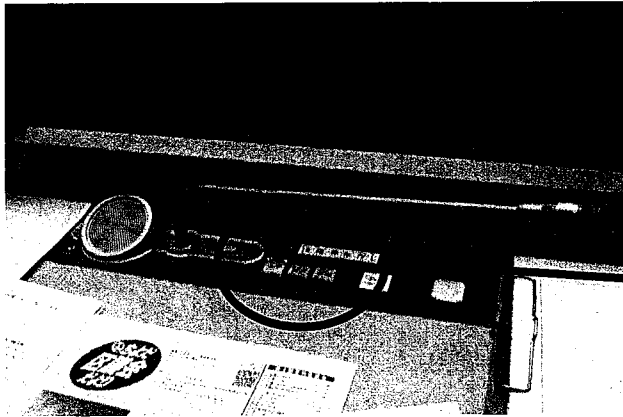
質問内容については、市政に関するテーマを心がけることとしており、議案で提出されている内容は避けるよう検討されている。また、同一会派内で同様の質問がないよう調整されている。

千代田区議会と須賀川市議会の比較（調査項目による）

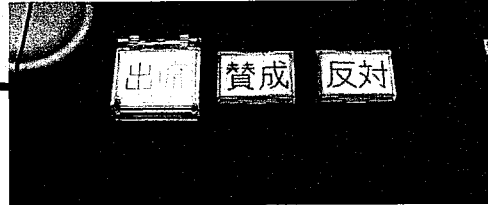
	千代田区議会	須賀川市議会
事前調査等の取組	制度はなし	招集日の1か月前から通告期間開始日の前日まで
一般質問の通告期限	招集日の午後5時まで (代表質問含む)	告示日の前日まで
一般質問の発言順	通告順 一覧表を作成し、招集日の翌日に開かれる 議会運営委員会で確認	議会運営委員会において、通告順に抽選を行い、発言順を決定する
発言回数・時間	時間制を使用していないことから、各議員の質問の内容によって変わるため、時間が読めない部分があるが、およそ45分程度で行われている。	議員1人 45分 一問一答制 質問回数の制限はなし
予算特別委員会の設置及び審査方法	一般質問終了後に動議をもって予算特別委員会を設置する(議員全員)。 ※決算特別委員会についても同様。	予算委員会を設置 27人(議長を除く)で構成 常任委員会として位置づけ、当初及び補正予算の審査を行う
決算特別委員会の設置及び審査方法	ここで全てを審議はせず、各常任の分科会に振り分けて詳細に審議する。 分科会で結論を出すことが難しいものは、特別委員会で総括して行う(2日間)。	決算特別委員会を設置 26人(議長及び議会選出監査委員を除く)で構成 9月手例会時に設置 会期中に3日間で審査
会派の構成	1人も会派と認めている。	3人以上 (政務調査費の交付についてのみ2名以内でも会派としている)
各会派代表者会議について	議会運営委員会の前に、各派協議会を開催し協議している。 会派協議会には、1人会派も参加している。	本会議前の定期開催と議長の招集により随時開催している。 各会派の代表者が出席する。

☆政務調査費について、千代田区議会では政務調査研究費として交付されている。

- ・交付額は議員1人当たり月額150,000円としている。
- ・交通の利便性が高いことから自動車の経費は認めていない。
- ・収支報告には領収書の原本を添付(平成13年度～)している。



議員席の様子



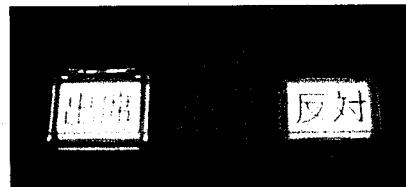
点灯しているので「出席」の状態

◇賛成・反対ボタン

- ・議案等の表決の際に使用する。議長ユニットの「採決ボタン」が押されると作動し、賛成ボタンは白色、反対ボタンは青色に点滅する。賛成又は反対ボタンを押すと、押したボタンが点灯し、その他のボタンは消灯する。

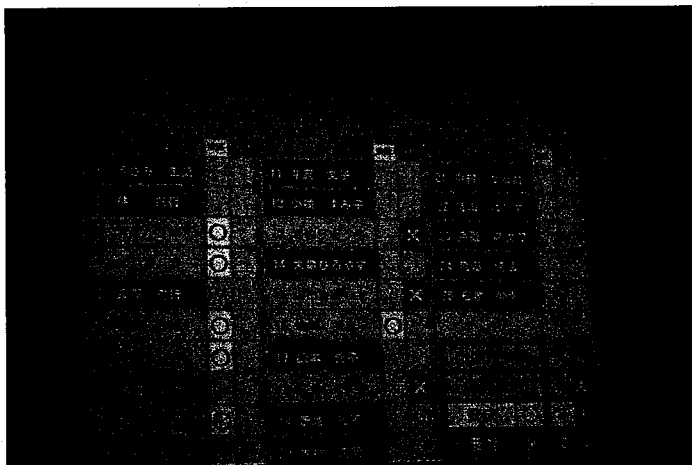


賛成ボタンを押した状態



反対ボタンを押した状態

- ・ボタンを押すと同時に、各議員の賛否がスクリーン表示の議員氏名の横に賛成（白○）、反対（青×）で表示される。押し間違いがあれば、正しいボタンを押すことで修正することができる。ただし、議長が確定ボタンを押した後は、ボタンが作動しないため押しなおすことはできない（賛否を変更することができない）。
- ・議長が消去ボタンを押すと、賛成・反対の表示は自動的に消灯する。



賛否の様子

議案ごとに投票システムにより採決を行うことを諮り、決定した後投票システムによる採決を行っている。

②対象となる案件等

議案等のうち、あらかじめ賛否が分かれることが判明している案件についてのみ行う。(全員一致の場合は簡易採決となる)

本システム導入以降、賛否が分かれる案件については、ほぼ全てをシステムにより採決している。

ただし、人事案件の場合は賛否が分かれる場合であっても、システムを使用せず無記名投票を行っている。

③システム操作

採決時の操作は、議長が自ら行うことができるよう構築されているが、実際の運用では、議場内に設置した端末から議会事務局職員が操作している。

④緊急対応

機器の不具合等でシステムが作動しない場合には、起立採決により対応することとなる。その際も賛成者又は反対者の氏名を議長が読み上げることにより、議員ごとの賛否を明らかにするとともに記録に残すことができる。

区民集会

(1) 区民集会の目的

地域の抱える諸問題に対して主体的に取り組むことが必要であることから、区民と区議会が一体となって区政の課題について議論する場として設けている。

区民集会の企画及び運営等に関する協議の場として、区民集会運営協議会を設置している。

◇区民集会運営協議会の構成

- ・ 連合町会を代表する 8 名と区議会議員 14 名以内とする。
- ・ 委員の任期は 1 年とする。
- ・ 座長を区議会議員、副座長を連合町会長協議会会長が務める。

◇これまでの実施状況

- ・ 昭和 58 年度から開催しており、当初はまちづくりに関する取組が多かった。
- ・ 平成 4 年度ごろから、区民総決起大会ということで減税を求めるなどの取組を行っていた。
- ・ 平成 13 年度からは、陳情書、要望書の提出などを行っていた。
- ・ 平成 24 年度には、明治大学大学院 中林一樹教授を迎えて、講演会方式で開催した。毎回、300～400 名の方が参加している。

3 議場の整備について

(1) 整備の基本的な考え方

議場としての必要な機能を整備することを前提とした上で、議場として使用しないときは区民に開放し、多目的に利用できることを目指して整備した。

(2) 議場の大きさ等

207 m² ※傍聴席を除く

議員席 25、理事者席 22、傍聴席 69 (車イス用スペース 3 席を含む)

(5) スクリーンなどの映像設備

議場正面に 200 インチのスクリーンを設置

傍聴席横に 65 インチのプラズマディスプレイを設置

→議員の出席状況、議案採決時の各議員の賛否の状況、資料画像、議場カメラの映像を映写

テレビカメラ 4 台

→本会議中は庁舎内のテレビモニターに放映（テレビの空チャンネルで視聴可能）

→外部配信（ケーブルテレビ、インターネット等）が可能な設備を整備しているが、実施は今後の検討課題

(6) 多目的利用に配慮した設備

議会で使用していないときは、議会運営に支障のない範囲で区民に開放することを予定している。当面は試行とし、使用状況を考慮して本格実施の予定

※多目的利用の実績

平成 19 年 7 月 新議場落成記念講演会（区議会主催、区内の中学生を対象）

平成 20 年 6 月 地球環境 中学生こどもサミット（区主催）

- ・ 議場内の床面は段差や傾斜を作らずフラットにし、多目的利用に配慮
- ・ 議場の机、椅子等は可動式にして、全て傍聴席下の倉庫に収納可能
- ・ ミニコンサート等にも対応した遮音性や音響に配慮した壁面構造
- ・ グランドピアノを設置
- ・ 正面のスクリーンは映写会にも使用可能
- ・ 多目的利用の際の椅子 162 席（多目的利用時は傍聴席と合わせると 231 席）、可動式のステージ、移動式スピーカー等を整備

(7) 議場傍聴席

69 席設置（うち車椅子用スペースを 3 席設置）

難聴者補助システムを設置

専用の補聴器（10 台）に議場内の音を送信し増幅してきくことができる。



← 手すりの部分が車いす用スペースとなっている。

傍聴席の様子

点検費用なども含まれている。

Q：再質問が1回しか行えないことについて、質問と答弁がかみ合わないような場合に、議員側からは何もないのか。

A：「誠実に答えていない」などの発言はあるが、それ以上はない。

Q：発言順は通告書を出した順ということだが、一番最初に発言したい人も多いと思うがどのようにしているのか。

A：発言は届出順ということで、議員はどこで発言したいかを見極めて出している。

菊地忠男委員

Q：懲罰特別委員会が常時設置されているようだが、その理由を伺いたい。

発言時間に制限はないようだが、質問者が自分の発言時間を含めてどの程度時間がかかっているのかというのは自分の時計でしか確認できないため、目安となるようなものがあるかというのではないかと思うがいかがか。

A：懲罰特別委員会については、常時設置ではない。

平成24年第1回定例会時に不規則発言があったことから設置されたが、その後調整に時間を費やすなど実質の審査に入ることができず継続となっている。

時間制限がないため、各自で見てもらっているのが現状である。

Q：ほかの議員から「もうそろそろにしたたら」といった声は出ないのか。

A：野次ということではあるかもしれないが、現在は平均すると45分程度で終了している。

Q：最長でどのくらいの時間がかかったか。

A：1時間以上の時がある。代表質問は長く、一般質問は短い人もいる。

Q：決算時の意見を出した後、次年度以降の予算に反映されているのか。

A：反映されるものもある。全てが反映されるということではない。

Q：一つの方向付けはされるということか。

A：議会としての意思は示すことができるが、首長がどう対応するのかということである。

加藤和記委員

Q：再質問が1回ということについて、傍聴者から見ると短いという印象を持ちかねないと思うがどうか。

A：傍聴者からそういった声は聞こえない。

逆に委員会のほうが議論が白熱するため、そちらに傍聴に来る方が多い。

Q：決算審査の実施方法について

A：予算特別委員会と同様の流れである。

まずは、特別委員会の設置し、その中で分科会ごとに審査を進め、問題があるものは総括でということで、同じ進め方をしている。

決算特別委員会の中で、分科会長から総括で行う内容を報告した後、総括審議の中で行う。

Q：総括の時は、当局は全員出席するのか。

A：総括質疑の間は、当局は全員出席している。

[塩田邦平委員]

政務調査費 月 150,000 円 領収書を添付する 議案の調査 順序は通告順
審査会を設置している → 一般市民 1.5%

一般質問 時間制限なし 通告は招集日にする 順序は通告順
会派代表質問と一般質問がある 再質問は 1 回のみ
一般質問は代表質問が終わってから

区民集会 区政の課題について議論する場 連合会長 8 名と区議会議員で構成する
区民集会運営協議会を設置している
・講演会方式 年 1 回程度
・討論会方式 年 2 回程度

審議上の整備について 議場の見学 議席が可動式
議席の型が自由に変えられる 収納スペースあり
フルオープンになる

会派室の設備が充実している

[広瀬吉彦委員]

千代田区議会の一般質問であります、説明によりますとあまり細かな事前ヒアリングはしていない模様で、質問回数も 2 回までとしていることのこととありますが、答弁に対して満足しているのかと疑問も残ったわけとありますが、逆を考えれば答弁者側が能力があり、さらに権限を持つて的確に答弁ができる体制になっているのかとも考えられます。

また、投票システムも区民・市民にとっては分かりやすいシステムであると感じますので、新庁舎完成時には本市においても導入すべきであると思えます。

さらに政務調査研究費交付額等審査会は、市民側から見ても本市も導入すべきであると思えます。

議場については、長所・短所があるようなので、本市については早急な検討が必要であると思えます。

[加藤和記委員]

議会運営については、大きな財源の下で余裕の中にあり、あまり小さな点にはこだわらないという感じを持ってしまいました。

ただ、議場をはじめとする議会等については大変気に入ってきました。特に、大型スクリーンを使っている電子投票や、議場内のレイアウト（対面式）等は、この際本市としても導入の方向でもよいのではと強く思えた。

[菊地忠男委員]

1 一般質問通告を招集日の午後 5 時までということが、代表質問があることもあるが、執行機関とのコンセンサス不足で討議の場としてはいかがかと感じた。

当市もまだ考えることはあるにしても、当市の良いと感じた。

2 議会施設については、PFI 方式により合同庁舎との同居であるが、議会関係が 7、8 階で利用し、十分なスペースがあるにせよ、会議室として不要なところも見受けられた。